

第3回上下水道料金等審議会結果

1. 開 会 (16:00)

2. 協議事項

【会 長】

○最初に、確認の意味で、審議会としては、料金を値上げする方向で議論を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

(1) 料金改定率及び実施時期 (スケジュール) について [前半]

事務局より、料金改定率 (資料P 1～3) について説明。その後質疑。

【委 員】

- ①徴収対策の強化では、どのような取り組みで効果を上げているのですか。
- ②新たな財源の確保では、国からの財政支援以外で何か検討していますか。
(検針票の広告収入や企業からマンホール蓋の提供など)
- ③改定率は30%、25%、20%が示されていますが、このメリット・デメリットもしくは影響について教えてください。

【事務局】

- ①地区別の担当者制を設け、担当者が責任を持って徴収にあたることにより、こまめに対応できるようになりました。その結果、徴収率は現年度で2.7%、過年度で7.5%ほどアップしました。
- ②広告収入は難しいと考えておりますが、工事申請等の手数料は1件500円と他の水道事業者に比べてかなり安いので、引き上げも検討しております。また、函面の閲覧や交付をする場合の手数料の徴収などについても検討しております。
- ③メリット・デメリットというわけではありませんが、道内の最高の改定率が30%なので、まず30%で試算し、そこから5%刻みで、25%、20%と試算しました。

【委 員】

- ①他の水道事業者の「一般会計ルール外繰入」は、その市町村の一般会計から水道事業に繰り入れているものですか。
- ②各年度の年度末資金残高が示されていますが、この金額は、大きくぶれたり違ってきたりするのですか。

【事務局】

- ①その市町村の一般会計から水道事業にルール外で繰り入れているもので、

不良債務の発生に伴い料金改正とともに一般会計からの繰り入れを行っている事業体や、簡易水道事業の赤字補てんのために繰り入れを行っている事業体もありますが、上水道事業の赤字補てん的な形で繰り入れを行っている事業体もあります。

- ②今後の予測値なので、実際とはどれだけ違うかは何とも言えませんが、試算にあたっては、かなりシビアに試算しており、「実際は収入が少なかった」とか「支出が多かった」というようなことの無いようにしています。

【委員】

- ①年度末資金残高は、最終的に余った金額なのですか、それとも残すようにしている金額なのですか、残すとすれば何ために残しているのですか。

【事務局】

- ①財政健全化法における資金不足比率の関わりが一番大きいのですが、資金不足比率が上がり債権整理団体などに転落すれば自主的な事業運営ができなくなり、料金改定についてもより大きな改定率となってきます。そのため、資金不足比率が基準を上回らないだけの資金残高を残すように試算しています。

【委員】

- ①新聞記事に、「一般会計から水道会計への繰り入れに慎重」という町議会での町長の答弁の記事が載っていましたが、どのように理解すれば良いのでしょうか。

【事務局】

- ①町議会での一般質問の内容は「生活保護受給者などの水道料金を減免し、その分を一般会計に求めては」というもので、新聞記事のような答弁になりましたが、答弁の中では「特定の人に対する減免は、水道事業としては困難」ということも答えております。

(1) 料金改定率及び実施時期（スケジュール）について [後半]

事務局より、実施時期（スケジュール）（資料P4）と水道メーター器個数（資料P5）について説明。その後質疑。

【委員】

- ①広報紙は、今まで4回にわたり記事を連載していましたが、何か質問や意見はありましたか。

【事務局】

- ①料金改定の議論を進めていることを住民の方にもわかってもらうよう、

時間もかけ、わかりやすいように掲載しましたが、住民からの質問等はありません。

【委員】

- ①スケジュールでは来年4月からの料金改正となっていますが、新型コロナで事業者は大変苦勞しています（特に飲食店は）。新型コロナが来年どうなっているか分かりませんが、このスケジュールで果たしていいのかなと思います。そう考えると、半年先送りがいいのか、1年先送りがいいのか、その辺も協議してもらえればと思います。

【事務局】

- ①スケジュールは事務局としての料金改定実施時期の目標ですが、いつから料金改定を実施するかは、議案を上程して議会で議決して決まります。実施時期に関しては、いつ頃が望ましいという形を審議会の中で議論していただければと考えております。

(2) その他について

委員からは特になし

3. 閉会